

和歌山県「育成経営体」選定申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住所		
	氏名又は名称		
	代表者職・氏名		
	登録林業事業体 登録番号	注) 登録がない場合、申請できません。	
	改善措置計画 認定番号	認定事業主である場合は、別記第2号様式の省略可	

申請担当者 連絡先	職氏名	
	電話番号	

登録
和歌山県 育成経営体 の 登録の更新
を受けたいので、

和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領第5
の規定により、申請します。

◎ 和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領(以下「要領」という)第4の基準を満たしており、要領別表1「登録基準評価項目」に示す基準を満たしていることを証する書類を提出して下さい。

◎ 確認項目

● 和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領第7の規定に基づき登録を受けると県のホームページ上で公表されることに同意ください。

上記について、同意します。

注) 申請する際は、同意が必要となります

※ 申請者は記入しないでください。

受領者職氏名	
振興局林務課受付印	県庁林業振興課受付印
※振興局においては、受領した職員が署名及び振興局の受付印押印後、申請書(別記第1号様式(1/4枚目))の写しを申請者に交付し、申請書原本は林業振興課へ進達するものとする。	

選定基準

以下の(1)～(9)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断します。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上

①素材生産量(m³)の増加目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)			年度	5年後の目標(元号)			年度
	天然林	人工林	計(A)	天然林	人工林	計(C)		
主伐 間伐								

素材生産量(m ³)	
前年度	5年後

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)			年度	5年後の目標(元号)			年度
	天然林	人工林	計(B)	天然林	人工林	計(D)		
主伐 間伐								

増加率(%) (C+D)/(A+B)	

②生産性(m³/人日)の向上目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)			年度	5年後の目標(元号)			年度
	間伐(E)	主伐(F)		間伐(I)	主伐(J)			
天然林 人工林								

間伐の生産性 (m ³ /人日)	
前年度(M)	5年後(N)

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績(元号)			年度	5年後の目標(元号)			年度
	間伐(G)	主伐(H)		間伐(K)	主伐(L)			
天然林 人工林								

主伐の生産性 (m ³ /人日)	
前年度(O)	5年後(P)

向上率(%)	
間伐(N/M)	
主伐(P/O)	

登録基準
素材生産に
関し、生産量を5年
間で概ね2割以上
を増加させる目標
を有していること、
または生産性を5
年間で概ね2割以
上を向上させる目
標を有しているこ
と。
なお、現状で、
生産量の実績が
5,000m³/年以
上、または生産性
の実績が間伐5
m³/人日以上、主
伐7m³/人日以上の
場合は、5年間で
当該実績以上の
目標を有している
こと。

(2) 生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理。

いずれかに
取り組んでいる

今後取組む

年後まで

②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめを通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等

いずれかに
取り組んでいる

今後取組む

年後まで

【上記①から②の取組内容を、記載してください。(取組み内容を証明する資料を添付すること。)]

登録基準
左記の①、②の
いずれかに取り組
んでいること又は
今後取り組む意向
を明らかにすること。
取り組む期限と
して、1年後まで
とすることを標準と
するが、これにより
難しい場合でも、最
大3年後までに取
り組むこと。

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入

取り組んでいる

今後取組む

年後まで

②コンテナ苗の使用

年後まで

③低密度植栽

年後まで

④下刈の省略等

年後まで

⑤その他 ()

年後まで

【上記①から⑤で取り組んでいる内容を、具体的に記載してください。(取組み内容を証明する資料を添付すること。)]

登録基準
左記の内、いず
れかに取り組んで
いること又は今後
取り組む意向を明
らかにすること。取
り組む期限とし
て、1年後までと
することを標準と
するが、これにより
難しい場合でも、最
大3年後までに取
り組むこと。

(4) 主伐後の再造林の確保

①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

区分	事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による体制
	他者への請負又は連携による体制

有している

今後取組む

年後まで

年後まで

登録基準

他者への請負又は連携による体制の場合は、請負契約書、連携にかかる協定書の写し等、証明書類を添付すること。今後取組む期限として、1年後までとすることを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までとする。

【上記で請負又は連携により一体的に実施する体制を有している場合又は今後取組む場合は、請負又は連携先の名称(今後取組む場合は予定)を記載してください。】

請負先又は連携先

()

※主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定書等の提出が必要です。

②主伐後に適切な更新

※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く、傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後に適切な更新
他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ

取り組んでいる

今後取組む

年後まで

年後まで

登録基準

左記のいずれかに該当するもの。

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績

区分	提出書類
事業体として	1年以上の実績を証する書類 (請負契約書、補助金交付決定の写し等)
所属する現場作業職員の現場従事実績	・現場作業員の1年以上の現場従事実績を証する書類 (現場従事実績にかかる事業体の請負契約書、雇用契約書の写し等)

有している

登録基準

左記のいずれかに該当すること。
県が定めた伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン第3の事項に即した内容が全て盛り込まれていること。また、今後策定の場合は1年以内に策定すること。

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。

区分	提出書類
専門家の指導等を受けつつ、個別に独自の行動規範又はガイドラインの策定等。	・策定されている行動規範、ガイドライン等
所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等を遵守することを含む	・遵守を約束する行動規範、ガイドライン等。 ・誓約書

策定している

今後策定する

遵守する

登録基準

左記のいずれかに該当すること。
今後認定を受ける場合の期限は、1年後とすることを標準とするが、これにより難しい場合でも、最大3年後までとする。

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策

区分	提出書類
林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく本県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施。	改善計画認定事業主 不要 改善計画認定番号 【 】
	認定事業主以外 準ずる取組を実施しており、今後認定を受ける。
	別記第2号様式

認定を受けている

今後取組む

年後まで

(8) 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等

持続的、安定的な施業実施のための具体的な方針と5年後、10年後の担い手確保に向けた中長期雇用計画等を策定していること。

区分	提出書類
中長期雇用計画又は要件を満たした計画を策定している。	・策定されている計画。
未策定だが、今後、1年以内に策定する。	・誓約書。

該当している

登録基準

左記のいずれかに該当すること。

(9) コンプライアンスの確保

- ① 業務に関して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。
- ② 業務に関して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であつて再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。
- ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。
- ④ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為を認められる者。
- ⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
これについては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等をいう。

登録基準
左記の項目のいずれにも該当しないこと。 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所の代表者とする。

以下、余白。

別記第2号様式

労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組

申請書1の(7)の取組事項について、以下のとおり申請します。

取 組 項 目		登録基準
現場作業員の常用化などの雇用の安定化		左記の項目のいずれかに取り組んでいること。
月給制度の導入		
週休2日制の導入		
計画的な研修実施などの教育訓練の充実		
退職金共済への加入などの福利厚生の充実		
防護具の着用徹底		
作業現場の安全巡回		
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策		
その他()		
その他()		
その他()		
備 考		

別記第3号様式

和歌山県育成経営体 選定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 仁坂 吉伸 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県育成経営体については、下記のとおり選定した
ので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録期間

別記第4号様式

和歌山県育成経営体 選定・登録簿

登録番号	商号又は名称	代表者名	主たる事務所	選 定 日	登録期間

別記第5号様式

和歌山県育成経営体 登録・公表リスト

事業体名	所在地	登録期間	備考

和歌山県育成経営体 非選定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 仁坂 吉伸 印

年 月 日付けで申請のあった和歌山県育成経営体については、下記理由により、非選定と決定したので通知します。

記

1. 非選定の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

別記第7号様式

和歌山県育成経営体 変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

所在地
名称
代表者

年 月 日付けで選定・登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので届出ます。

記

1. (変更事項)

和歌山県知事 仁坂吉伸様

所在地
名称
代表者

1 ○○年度の実績を報告します。

事業区分		指標	内訳	事業実績 (全体)	うち数		目標年度() の事業量	達成率
					再委託分	譲与税分		
生産	主伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
		材積 (m³)	直営					
			請負					
			合計					
	生産性(m³/人日)	直営						
	間伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
		材積 (m³)	直営					
			請負					
合計								
生産性(m³/人日)	直営							
造林・ 保育	植付	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
	下刈り	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
	間伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
	その他	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					

注1 事業実績(全体)に記載する施業実績は、林業経営体が実施した全ての森林施業の実績を記載します。

注2 譲与税分に記載する施業実績は、市町村発注による森林施業の実績を記載願います。

2 生産管理又は流通合理化に関する取組実績

--

3 造林・保育の省力化・低コスト化に関する取組実績

--

4 主伐後の再造林の確保に関する取組実績

--

5 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する取組実績

--

6 伐採・造林に関する行動規範策定等に関する取組実績

--

7 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する取組実績

--

8 担い手の確保と中長期雇用計画の策定等に関する取組実績

--

9 コンプライアンスの確保に関する取組実績

--

別記第9号様式

和歌山県育成経営体 登録取消申請書

年 月 日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

所在地
名称
代表者

育成経営体の登録を取り消したいので、和歌山県における育成を図る林業経営体の選定要領第11第1項(2)の規定により申請します。

記

1. 登録番号
2. 主たる事業者の所在地
3. 商号又は名称
4. 代表者氏名
5. 取消申請の理由

和歌山県育成経営体 取消通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 仁坂 吉伸 印

年 月 日付けで和歌山県育成経営体に選定していた貴職を、下記理由により取り消したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 活動区域
- 3 取消理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、和歌山県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が通過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上